

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

平成31年、茨城県において第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」と第19回全国障害者スポーツ大会「いきいき茨城ゆめ大会」が開催されます。常陸太田では、いきいき茨城ゆめ国体においてソフトボール大会、いきいき茨城ゆめ大会では、知的障害者のソフトボールとフットベースボール、そして身体障害者のグランドソフトボールが行われることになっています。

大会は、障害の有無にかかわらず誰もがスポーツを通し共生社会を実現するものであります。共生社会を実現するためには、市民一人ひとりがその必要性を認識することが重要です。一人ひとりが誰もが違って当たり前という多様性を受けとめあえるように子どもたちをはぐくむこと、それこそが豊かな社会であり教育です。

茨城県教育委員会は、平成27年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進として、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がより広く活発に交流できるよう、交流活動の内容や方法についてさらに工夫、改善していく必要があるとっております。

そこで、2019年に本県で開催される全国障害者スポーツ大会や、翌20年のオリンピック・パラリンピック東京大会を契機に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の両者にとって大きな教育的効果が見込まれる障害者スポーツを交流活動の内容に取り上げ、スポーツの楽しさとともに味わうことによって障害者スポーツの理解、啓発を図るとともに、障害のある人の社会参加や障害に対する理解を深め、社会性の豊かな人間性をはぐくんでいくとっております。

国民体育大会、全国障害者スポーツ大会に向け、インクルーシブ教育の発展的共生社会を実現すべき子どもたちの教育はことさら重要と言えます。インクルーシブ教育は共生社会の実現の第一歩です。

平成25年9月、「学校教育法施行令」の一部改正が行われるなど、共生社会の形成に向けて障害のある子どもとない子どもが友に学ぶインクルーシブ教育システムの構築が推進されています。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児、児童生徒に対して自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備していくことが重要です。

障害のある子どもに対しては、その状況に応じて提供する合理的配慮の実践が求められています。子ども一人ひとりの学習権を保障する観点から、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意する必要があり、それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要となります。

そこで、次の3項目について質問いたします。

1項目は、特別支援教育の理念についてお伺いいたします。2項目は、インクルーシブ教育の構築に向けた教育環境の整備についてお伺いいたします。第3項目は、小学校における特別教育の現状と課題についてお伺いいたします。

以上3項目についてお伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよ

ろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築についてお答えいたします。

特別支援教育の理念についてであります。平成19年度にそれまでの「特殊教育」が「特別支援教育」に改められました。これは障害のある児童生徒に対して、障害の種類や程度に応じ特別な場で手厚くきめ細かい教育を行うことに重点を置いてきた指導から、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点の転換を狙ったものであります。つまり特別支援教育の理念は、さまざまな人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎を培う重要性をうたったものであり、その共生社会を形成するために障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育の考えが生まれてきたものであります。

次に、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築についてお答えいたします。インクルーシブ教育では、学校の環境やカリキュラム、教員の指導力、指導方法等の整備をすることを通して、児童生徒が互いの個性や特性を理解し、助け合い、協力し合いながら学校生活を送れる環境をつくっていくことが重要となっております。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、まず、小中学校が本人や保護者に多様な学び方などについての情報提供を行うとともに、本人や保護者が就学においてもさまざまな選択ができるようにすることが大切です。そして指導側も、例えば聞こえにくい児童生徒の座席を配慮したり、視覚に不安のある子への対応として、黒板で見えにくい青色のチョークの使用を制限して、全ての児童生徒にとってわかりやすい特別支援教育の視点を生かした授業づくりを進めるといった、つまりその子の実態に合わせた合理的配慮を伴った支援をすることが大事であります。

さらに、特別支援学級に入級しても、全ての教科を通常の学級の児童生徒と分けて学習するのではなく、その子にとって必要な個別の指導計画を作成し、例えば集団の中での学習が有効である体育や音楽等の教科において通常の学級の児童生徒とともに学ぶ場を設けることなども効果的な支援であります。

次に、小中学校における特別支援教育の現状と課題についてお答えいたします。

児童生徒の教育に当たっては、障害のあるなしにかかわらず、本人の持つ能力や可能性を最大限に伸ばして、自立と社会参加ができるよう学習面や生活面で一人ひとりの実態に応じた指導や支援を行うことが大切です。特に特別な支援を必要としている児童生徒の指導に当たっては、一人ひとりの障害の状況を適切に理解し、その実態に応じた支援のあり方が求められ、高い専門性を必要とするため、県や市の教育委員会が主体となって人権教育の視点等を絡めながら教職員の資質を高める研修を実施しているところであります。

また、市内の全ての小中学校に置かれている特別支援教育コーディネーターが中心となって、特別な支援が必要な児童生徒の理解のための校内研修を行い教職員の資質向上を図ったり、児童生徒や保護者との就学や学校生活についての教育相談を実施したりしているところであります。

さらには、必要に応じて特別支援教育コーディネーターが常陸太田特別支援学校の巡回相談員の専門的な助言を得て、学校生活に適應できなかったり不安を感じたりしている児童生徒への早期対応に努めているところであります。

また、生活面で配慮が必要な児童生徒への支援を行うために、市独自に特別支援教育支援員、いわゆる介助員を小中学校と適應指導教室に19名配置し、個に応じた支援が必要な児童生徒に校内での生活面を中心に支援しているところであります。

しかしながら、障害の種類や程度は一人ひとり異なるため、それらを的確に理解し、一人ひとりの児童生徒に応じた適切な支援を進めていくには課題もございます。そのため高い専門性を持った特別支援学校の巡回相談員等を活用し、教職員の資質の向上と指導力の向上を図れるよう助言をしていただいているところでもあります。

いずれにいたしましても、特別支援教育の理念を基盤として今後とも保護者との連携を図りながら、全ての児童生徒に合ったきめ細かな指導や支援の充実を図ることにより、児童生徒が生き生きと活躍できる学校づくりに向けて一層取り組むよう各学校を指導してまいります。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

[4番 諏訪一則議員 質問者席へ]

○4番(諏訪一則議員) 各項目のご答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

1項目及び2項目めについては理解いたしました。

次の3項目めについて再質問いたします。

まず、インクルーシブ教育システムの構築のため、全ての教員は特別支援教育に関する一定の知識、技能を有することが求められると思いますが、どのようなことを実践研修されているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 特別支援教育に関する知識、技能を高めるための教職員の実践研修についてお答えいたします。

各学校では、県教育委員会が行う発達障害への理解や自立活動の指導力を高めるための研修会等に参加したり教育研修センターの校内研修支援事業を活用して、校内での事例研修に取り組んだりして障害に対する適切な対応が行えるよう教職員の資質向上に努めているところであります。また、常陸太田特別支援学校の巡回相談員からの具体的な支援方法について助言や指導をいただき、児童生徒への指導の対応に成果を上げているところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番(諏訪一則議員) ありがとうございました。理解いたしました。

次に、特別支援教育の指導方法について、特に力を入れているものがあればお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 特に力を入れている特別支援教育の指導方法についてでございますが、本市では、各学校において県の特別支援教育専門家派遣事業を積極的に活用しまして、大学教授等の

専門的な視点から一人ひとりの障害に対する理解などについて助言を得て、例えば学習や生活の見通しが持てるように一日の予定を掲示したり1時間の授業の流れを明示したりして、焦点化できる指導をすることで児童生徒にとってわかりやすい支援に努めているところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次、特別支援教育コーディネーターが異動した場合、そのときのフォローについてお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 特別支援教育コーディネーターが異動になった際の対応についてお答えいたします。

各学校では一貫した指導や支援を行うため、医療や福祉等の関係機関や保育園、幼稚園、小中学校が連携してその子独自の個別の教育支援計画を作成しておりまして、個別の教育支援計画等が引き継がれること、また特別支援教育コーディネーターを複数指名することで学校では切れ目がないように対応しているところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

交流及び共同学習として参加する授業の教育上の位置づけや評価、親の付き添いのあり方、安全確保のあり方、特別学級の指導体制など、具体的な課題について検討が必要であると私は感じています。このほか障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習のみならず、発達障害を含めた広い障害に対する理解を推進することが心のバリアフリーを育てるものと考えております。

インクルーシブ教育は、抱擁する教育とも解釈されます。日本などが締結している障害者の権利条約は、障害者が一般的な教育制度から排除されないことを求められております。日本でも障害のある子どもが通常学級で過ごしたり、特別支援学級のある通常の学校で過ごすことであります。ひいては差別、そしていじめ問題まで深く関連するものと考えております。

共生社会を実現するため、私はインクルーシブ教育が将来の社会にとって大きく重要な意味を持っていると考えております。特別な支援が必要な児童生徒については、個別支援計画と個別の教育指導計画を作成し、保護者と共有して定期的に評価と見直しを行っていると思っておりますが、教育委員会の指導、助言に対してご期待申し上げます。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。